

特許権取得のための費用(法人用) PCT国際出願(日本語)

【特許出願時】国際段階

受理官庁に提出する書類は、願書、請求の範囲、明細書、要約書又は図面です。

		請求項目	単価	備考
K	A	出願料(PCT国際出願の用紙の枚数が30枚まで)	159,500円	弊所が立て替えて受理官庁に納付します。税金はかかりません。
	B	30枚を超える用紙1枚につき	1,800円	
	C	調査手数料(日本国特許庁が国際調査を行う場合)	143,000円	
	D	送付手数料(日本国特許庁が国際調査を行う場合)	17,000円	
	E	オンラインでPCT国際出願をした場合の減額	36,000円	
	F	優先権証明用印紙代 1件につき	1,400円	
L	G	書類作成・提出手数料(弊所での国内出願を基礎として優先権を主張しPCT国際出願をする場合)	80,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	H	書類作成・提出手数料(他の事務所又は自社での国内出願を基礎として優先権を主張しPCT国際出願をする場合、あるいは最初からPCT国際出願をする場合)	200,000円	
	J	優先権主張手数料	7,000円	

書類作成・提出手数料G及びHは、国内出願が1件で実施例や図面を追加する分量が少ない場合などは、請求の範囲の請求項の数、明細書の枚数及び図面の枚数にかかわらず、一律です。ただし、国内出願が1件でも実施例や図面を大幅に追加する場合、複数件の先の出願をまとめる場合など、書類作成に手間ひまがかかる場合には、特別手数料(10,000円～50,000円)をご請求いたす場合があります。また、受任日から出願日までの日数が3～5営業日以内の場合、特急出願割増料として10,000円～50,000円いただきます。

具体例:

弊所で出願した国内出願を基礎として優先権を主張し、特別手数料がなく、日本語によるPCT国際出願をオンラインで出願した場合(国際出願の用紙が30枚以内)

$$\text{非課税対象額} K = (A + C + D) - E = 283,500 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} L = G + J = 87,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = K + L \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - L \times \text{合計税率}(0.1021) = 370,318 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 370,318円

なお、一定の中小企業の場合、調査手数料、送付手数料が減免される制度があります。一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。

特許権取得のための費用(法人用) PCT国際出願(日本語)

【中間処理】国際段階

		請求項目	単 価	備 考
F	A	予備審査手数料(特許庁へ納付)	34,000円	弊所が立て替えて受理官庁に納付します。税金はかかりません。
	B	取扱手数料(国際事務局へ納付)	24,000円	
G	C	国際予備審査請求手数料	10,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	D	国際調査報告受領後の補正(19条補正)(答弁書含む)	120,000円	
	E	国際予備審査請求後の補正(34条補正)(答弁書含む)	120,000円	

国際予備審査請求、19条補正及び34条補正は出願人が**任意**で行うものです。

具体例1:

国際調査報告を受け取った後、国際事務局に19条補正をした場合
(国際調査機関への調査手数料は国際出願料に含まれています。)

課税対象額 $G = D = 120,000$ 円

差引ご請求額 $= G \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - G \times \text{合計税率}(0.1021) = 119,748$ 円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 119,748円

具体例2:

国際予備審査機関へ国際予備審査請求をし、34条補正をした場合

非課税対象額 $F = A + B = 58,000$ 円

課税対象額 $G = C + E = 130,000$ 円

差引ご請求額 $= F + G \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - G \times \text{合計税率}(0.1021) = 187,727$ 円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 187,727円

なお、一定の中小企業の場合、予備審査手数料が減免される制度があります。一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。

特許権取得のための費用(法人用) PCT国際出願(日本語)から日本国への移行

特許庁に提出する書類は、国内書面及び手続補正書です。(19条補正又は34条補正をした場合は19条補正の写し提出書又は34条補正の写し提出書を提出します。)

A	国内書面	14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。 弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。	
F	B	手続補正書作成手数料		50,000円
	C	国内書面提出手数料		7,000円
	D	19条補正の写し提出書		7,000円
	E	34条補正の写し提出書		7,000円

具体例: 国内書面及び手続補正書だけを提出した場合

非課税対象額A=14,000円

課税対象額F=B+C=57,000円

差引ご請求額=A+F×(1+消費税率(0.1))-F×0.1021=70,881円

差引ご請求額: 70,881円

国内移行手続後の手続き及び費用は特許権取得のための費用(法人用)をご覧ください。